

元典章兵部卷之三、典章三十六、驛站門、給驛の目下に給降鋪馬劄子と題して、中時省から鋪馬を給する劄子を發給することを禁じ、必要ある場合には聖旨を給降することにせよ、と定められた次第を記し、次の如く記されてある。

至元十九年四月初九日中書省欽奉^{ミテ}聖旨^ニ。有^リ人^ノ說^{ハク}。禿博田地裏^{ニテ}。多有^ク下^ノ您^ノ省^ノ家^ノ文書裏^{ニテ}。騎^ル鋪馬^一的^ニ人行^有上^ル。欽^{シメ}此^ヲ。回奏^ス。則不^レ是^ニ禿博田地裏^{ニテ}省^ノ家^ノ鋪馬劄子^一有^ル。又俺每催^ニ趁^{スル}課程錢糧^一一切公事差^レ人去^{ハシ}呵^{。ベテ}。都騎^ニ鋪馬^一有^リ。更有^ニ下^ノ一兩箇常川騎^ル鋪馬^一劄子^一與^{ヘタル}了^ル的^モ也^有上^ル。外前行省家^{。カレラ}。它每自出^{カラシテ}劄子^一往來^{セシメ}。勾^{スル}當公事^一的^モ也^多有^リ。奏^ス。呵^{。ジタルニ}。奉^ニ聖旨^一。那省裏來^{ヨリ}的^モ來着^ハ（者[？]）。雖^{カクノゴトクナレバトテ}這般^一呵^{。セヨ}。您商量者^{。ハナカレフル}。今後您省家休^レ與^ニ鋪馬文字^一者^{。ヨリ}。這裏與^{ヘヨト}聖旨^一者^{。シメ}。欽^{シメ}此^ヲ。

これに相當する經世大典の記事はその站赤二に

四月九日參知政事阿里奉^ニ聖旨^一。朕聞^{。拓跋之地。多有^下持^ニ都省劄子^一而乘^レ驛者^{。對曰。豈惟拓跋。諸官府皆然。臣等凡以^ニ錢糧庶務^一遣^レ使。並乘^ニ鋪馬^一。或與^ニ一^二常川劄子^一者有^レ之。行省給^ニ劄子^一來往者。亦多有^レ之。}}

上曰。自^ニ行省^一來者聽^レ之。今後中書勿^レ與^ニ鋪馬文字^一。給^ニ降聖旨^一可也。

と見えて居る。大典の文句が典章のそれに比して如何に漢文化されてゐるかを知ることが出来る。

最後に現行本元典章、特にその驛站の門に就いて少しく検討を加へて置く要がある。元典章即ち大元聖政國朝典章現行本の由來に就いては、典章六十の末に附した沈家本の跋に詳らかである。その中に述べてある通り、現行本はその目數^{（余の謂ふ門に當る）}が四庫總目に掲げて居る所と相合せず、また殘缺の處もあつて、完本に非ることなどは既に周